独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十七年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十七年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見
又同日国と地方の協議の場議長管義偉から次の報告書を受領した。
国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十八年度第二回）における協議の概要に関する報告書

参議院

通知書受領

十一月二十九日衆議院から、同院は国会の会期を十二月一日から十四日まで十四日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

議案提出

十一月二十九日衆議院から次の議案が提出された。
官民データ活用推進基本法案（衆第八号）
また、同日内閣から次の議案が提出された。
日本放送協会平成二十七年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書

議案受領

十一月二十九日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（第百九十回国会閣法第五四号、衆議院継続審査）

質問主意書提出

十一月二十九日議員から次の質問主意書が提出された。
体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問主意書（山本太郎提出）（第四五号）
平成二十八年熊本地震からの復旧・復興のための特別の支援措置等に関する質問主意書（藤末健三提出）（第四六号）

答弁書受領

十一月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員山本太郎提出憲法第二十六条第二項に定められた「普通教育」の定義及び学校教育法第十七条に定められた「就学させる義務」の定義等に関する質問に対する答弁書（第三九号）

報告書受領

十一月二十九日内閣から、東日本大震災復興基本法第十条の二の規定に基づく東日本大震災からの復興の状況に関する報告を受領した。
また、同日内閣を経由して総務大臣から、放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会平成二十七年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見並びに監査委員会の意見書を受領した。
また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、国立研究開発法人科学技術振興機構法附則第五条の六第二項の規定に基づく国立研究開発法人科学技術振興機構平成二十七年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。
また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、独立行政法人日本学術振興会法第二十一条第二項の規定に基づく独立行政法人日本学術振興会平成二十七年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。
また、同日内閣を経由して文部科学大臣から、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第三十条第二項の規定に基づく独立行政法人日本スポーツ振興センター平成二十七年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。
また、同日国と地方の協議の場議長から、国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場（平成二十八年度第二回）における協議の概要に関する報告書を受領した。

人事異動

会計検査院

（第一局長）会計検査院事務官　村上　英嘉　辞職を承認する（十二月一日）

皇室事項

御祝電及び御答電

天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十五日ヨルダン国国王陛下から天皇陛下へ御祝電を寄せられ、これに対し同月二十五日御答電を発せられた。
天皇陛下の即位の礼が行われた日を記念し、十一月十七日モロッコ国国王陛下から天皇皇后両陛下へ御祝電を寄せられ、これに対し同月二十五日御答電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年十一月十四日、矢部川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。
平成二十八年十二月一日
九州地方整備局長　小平田浩司

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

新潟労働局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年12月１日
新潟労働局長　梅澤　眞一
第４号中「１時間843円」を「１時間859円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年12月１日
広島労働局長　内田　昭宏
第４号中「１時間882円」を「１時間901円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第３号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年12月１日
広島労働局長　内田　昭宏
第４号中「１時間844円」を「１時間863円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第４号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年12月１日
広島労働局長　内田　昭宏
第４号中「１時間852円」を「１時間870円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第５号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成28年12月１日
広島労働局長　内田　昭宏
第４号中「１時間813円」を「１時間831円」に改める。